

避難者支援の状況について

1 「東日本大震災避難者支援金制度」について

(1) 制度の周知

- ホームページでの情報提供（6月9日）
- ダイレクトメールの送付（6月15日）

全国避難者情報システムへ登録している世帯及び未登録世帯で情報を把握している世帯（計255世帯）

※未登録世帯で情報を把握している世帯とは具体的には、応急仮設住宅として位置づけられている市内の国家公務員住宅、県営住宅、県の民間借上住宅のうち情報提供を希望している世帯及び市営住宅の未登録世帯

(2) 申請書の送付

6月9日に川崎市に避難している世帯で24日までに全国避難者情報システムへ登録している世帯に対して送付した。（6月27日）

※ 全国避難者情報システム登録人数及び登録世帯の累計（4月11日受付開始）

	登録者数	増加数	一日当り登録者数	世帯数	増加数	一日当り登録世帯
4月11日～4月末日	168	168	8.4	79	79	4.0
5月中	351	183	5.9	156	77	2.5
6月1日～9日まで	409	58	6.4	183	27	3.0
6月10日～15日まで	462	53	8.8	206	23	3.8
6月16日～20日まで	537	75	15.0	237	31	6.2
6月21日～24日まで	651	114	28.5	278	41	10.3

※閉庁日（土日祝祭日）も日数にカウントしています。

2 日本赤十字社による生活家電セットの寄贈の希望調査（応急仮設住宅）

- 雇用促進住宅へ説明（6月8日） 4世帯
- 市営住宅へのホームページでの情報提供（6月13日）
- 市営住宅へダイレクトメールの送付（6月15日） 43世帯
- 第3期市営住宅入居予定者への準備（6月21日） 7世帯

※市内の国家公務員住宅、県営住宅、県の民間借上住宅、UR住宅は、神奈川県等が希望調査を行う。

3 避難者支援総合相談窓口について

(1) 目的

とどろきアリーナ一時避難所閉鎖後において、市内に居住する避難者を継続的に支援するため、総合相談窓口を設置する。

(2) 設置場所

中原区役所3階

(3) 設置時期

平成23年8月1日（月）～平成24年3月31日（土）

(4) 主な業務内容

○ 避難者からの生活相談の対応

窓口または電話での対応により、避難者から市への支援要望や、困窮している状況等の情報を収集・調整するとともに、被災地の情報等を避難者に提供する。

また、専門的相談窓口（就労、住宅、税金、法律等）の開設・実施の調整等を行う。

○ 支援物資情報の収集及び提供

避難者に対して、必要とする支援物資の情報収集及び市民等からの支援物資提供に関する情報提供を行うとともに、市民等に対しては、支援物資提供に関する情報収集及び避難者が必要とする支援物資の情報提供を行う。

○ 避難者宅への個別訪問

窓口に来訪できない避難者宅を個別訪問し、避難者から市への支援要望や、困窮している状況等の情報を収集・調整するとともに、被災地の情報等を避難者に提供する。

○ その他避難者支援に関すること

(5) 配置職員

非常勤嘱託員3人（うち1人は市OB、2人は避難者を雇用予定）

※ 雇用経費は、緊急雇用創出事業を活用する予定

※ 非常勤嘱託員1人（市OB）については、窓口開設準備のため7月1日から任用